

株式会社C E ホールディングス 定 款

認証：平成 8 （1996）年 3 月 22 日
改定：平成 12 （2000）年 2 月 14 日
改定：平成 12 （2000）年 9 月 22 日
改定：平成 12 （2000）年 12 月 26 日
改定：平成 13 （2001）年 1 月 1 日
改定：平成 13 （2001）年 6 月 27 日
改定：平成 13 （2001）年 12 月 20 日
改定：平成 14 （2002）年 11 月 20 日
改定：平成 14 （2002）年 12 月 19 日
改定：平成 15 （2003）年 12 月 18 日
改定：平成 16 （2004）年 12 月 17 日
改定：平成 18 （2006）年 12 月 21 日
改定：平成 20 （2008）年 12 月 19 日
改定：平成 21 （2009）年 12 月 18 日
改定：平成 23 （2011）年 4 月 1 日
改定：平成 23 （2011）年 12 月 16 日
改定：平成 24 （2012）年 12 月 21 日
改定：平成 25 （2013）年 4 月 1 日
改定：平成 27 （2015）年 12 月 18 日
改定：平成 29 （2017）年 10 月 1 日
改定：平成 29 （2017）年 12 月 19 日
改定：2019 年 10 月 1 日

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社CEホールディングスと称し、英文ではCE Holdings Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業及びこの関連事業を営むこと、並びに次の事業及びこの関連事業を営む国内及び外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. コンピュータのシステム、ソフトウェア、ハードウェア及び周辺機器の設計、開発、製造、輸出入、販売、操作及び保守業務。
 2. コンピュータソフトウェアの設計及び開発の請負並びに技術提供。
 3. インターネット等のネットワークを利用した情報提供、情報処理、通信販売業務。
 4. 医療機器の製造、販売、賃貸及び保守業務。
 5. データセンター及びコールセンターの企画、提供、運営。
 6. 労働者派遣事業。
 7. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業。
 8. 電気通信工事、電気工事の設計、施工、監理業務。
 9. 携帯電話及び電気通信機器の販売並びに電気通信サービスの提供に関する代理店業務。
 10. 医薬品及び医薬部外品等の販売。
 11. 化粧品、計量器、医療器具、介護用品、食料品、日用品雑貨等の販売及び通信販売。
 12. 古物の売買及び取次業務。
 13. 会社経営及びコンピュータシステムの導入に関するコンサルタント。
 14. コンピュータ教室の経営。
 15. 広告、宣伝等に関するコンサルタント及び代理店業務。
 16. 不動産の売買・斡旋・賃貸及び管理業務。
 17. カタログによる通信販売。
 18. 印刷業及び出版業務。
 19. 生命保険の募集業並びに損害保険代理業。
 20. 前各号に附帯関連する一切の業務。
- 2 前項に定めるもののほか、当会社は前項に定める会社等に対する経営コンサルティング業並びに関連業務を営むことを目的とする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、当会社は第1項に定める会社等の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、資金運営業務及びこれらの代行業務を営むことを目的とする。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を札幌市に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、39,932,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会において定める株式取扱規則による。

(単元未満株主の権利)

第10条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当会社は、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集する。

(株主総会の開催地)

第13条 当会社の株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第 16 条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)

第 21 条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第25条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（重要な業務執行の決定の委任）

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。

（報酬等）

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第30条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当)

第34条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第35条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。